

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年8月5日

今治市監査委員 木原盛展
同 羽藤謙司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市議会事務局 議会総務課	令和3年6月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none">1 資料複写料の請求事務について、納入通知書に日付がなく、発行日が確認できないものが見受けられた。発行日は納期限の設定にも影響するため、適正に事務処理されたい。2 週休日に勤務した場合の振替取得や届出ができていないものが見受けられたので、人事課発出の文書に沿った適切な事務処理をされたい。3 出張時に職員の旅行命令書等が作成されていなかったため、適切に事務処理をされたい。4 旅費の概算払において、精算事務が遅延しているものが見受けられたので、今治市会計規則に定められた期限を遵守されたい。	
<p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 納入通知日及び発行日を記入するとともに、複数人で確認するよう改めました。2 週休日に勤務した職員に対して振替取得や届出をするよう知らせるとともに、取得状況を随時確認し、労務管理を徹底します。3 旅行命令書等の作成漏れがないよう、複数人での確認を徹底して適切に事務処理を行います。4 今治市会計規則に定められた期限内に精算事務が完了するよう、複数人での確認を徹底して適切に事務処理を行います。	